

平成16年度

中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会
第2回 比屋根湿地・泡瀬地区海岸整備専門部会資料

第1回 行政連絡会の実施状況報告

平成17年3月7日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部
沖縄県土木建築部
沖縄市東部海浜開発局
(財)港湾空間高度化環境研究センター

第1回 泡瀬地区行政連絡会 議事録要旨

日時：平成16年11月16日（火）

各課の意見等	事務局の回答等
<p>中城湾港建設事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会則第2条の目的の中に「比屋根湿地の野鳥園としての利用」とあるが、第4条の検討内容に野鳥園についての記載がない。 ・会則第4条(3)の「まちづくりとの整合性」とはどのようなことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会則第4条の(5)をその他にし、(3)に野鳥園の整備に関する事項を記載する。 ・(3)の「まちづくりとの整合性」とは、比屋根湿地には運動公園が隣接し、海岸・湿地の背後に沖縄市の街があることから、本事業をまちづくり（管理面も含めて）の中で活かしてほしいということと、まちづくりも兼ねてほしいと考えている。 ・比屋根湿地は港湾区域で港湾管理者が管理しているが、総合運動公園が隣接し市のまちづくりに関係した整備になっていくので、沖縄市の都市計画課、東部海浜開発局が管理していく方がいいと思う。

2. 泡瀬地区行政連絡会の各行政機関の役割について

1 / 4

各課の意見等	事務局の回答等
<p>中城湾港建設事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関の役割については事業後も続くのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業は専門部会をもっており、当面は3年（平成16年～平成18年）を目途に考えていきたい。その後については、3年間方針や方策を策定していく中で検討していきたい。 ・県の文化環境部の助言を得て、良い環境を造っていきたい。
<p>中城湾港建設事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄市が海岸沿いに道路を造ったために湿地が形成されている。埋立条件の中で道路整備後の周辺環境に配慮するように港湾課管理係から話があった。 ・湿地出口にボックスカットが2箇所あり1箇所はほとんど機能していない。役割を明確にしておかないと、ボックスカットを整備し直す議論がでてきた場合に問題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が埋め立てる際に沖縄市が市長名で湿地が悪くなった場合、市が責任をもって改善するような一筆がある。 ・本事業は都市計画的・まちづくり的な整備を行う。港湾整備で必要性を問われた場合厳しいので、市の都市計画でも検討して頂き、県の都市計画課と連携しながら検討して頂きたい。 ・湿地前の市道は、県道格上げは決まっているが手続きはまだである。 ・行政連絡会の意味合いは、これまでの事業とを違うということを示していきたい。港湾整備として海岸・湿地を整備するが、背後で市の下水道が整備していると、連携を図って整備するため、整備後も管理していくということ示していきたい。また、行政が連携を図っていれば現在のような環境が悪化する事にはならないということの説明しつつ、その中で下水道接続率を高めていったり、汚れを流さない、汚れを出さないなどの啓発を行う方向で考えている。

各課の意見等	事務局の回答等
<p>市下水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続世帯、未接続世帯の現場把握を目的として下水道接続状況図を作成している。 ・未接続の理由として以下の理由が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・家が建って2、3年後に下水道整備された。 ・使用料金は、水道使用量の約4倍で高い。 ・これまで1900世帯を個別訪問して啓発活動を行い、90件程が接続している。 ・下水道整備については、区画整理地域ではほぼ終わっている。 ・モーター街については、H15から整備が始まっているが、市道認定されていない所があり、個人の土地の承許を得てない所がある。承許済みの所から整備を始めている。 ・排水路の環境改善については、既存排水路の溜まった土砂浚渫について、現在、予算要求している。 ・排水路(雨水幹線)は下水道課、その上の排水管、側溝は土木課が担当である。 ・総合治水対策のような三面張りの底盤に穴を開けるなどについては実績がないので持ち返って検討したい。 ・各家庭で雨水浸透マスを作って、地下浸透させて、それを河川に戻すということは、安慶田地域で現在検討事項として挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合治水のような三面張りの底張りはずすなど、雨水を水路内に戻す事業が可能か検討して頂きたい。 ・総合治水や下水道との関係で、住宅地に浸透枳を設けて、地下水に水をかえせば雨が降らなくても水路に戻るという考え方で水路の水質浄化を考えている。
<p>市土木課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理地域の道路側溝等の流れは、県事業で区画整理し、資料が沖縄市に引き継ぎされていない。 ・比屋根地区については、土地区画整理組合がまだ残っており資料を頂けると思う。 ・道路側溝の勾配がないために、側溝が詰まって冠水した際は、定期的に清掃している。そのため詰まるとどこに流れているかは分からない。できる範囲で資料は集めてみる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の意見で、市としての排水路の管理状況について意見があった。また、丁・丁区レベルで生活排水の出所を特定し、整理するようにとの厳しい意見があり、管理を行っている市にご協力頂きたいと思う。 ・海岸線については、整備後の管理する担当課、管理方法等について市土木課とも今後調整していきたい。 ・海岸線整備については県港湾課が行うが、海岸線の管理については、県ができるのかを含めて何処が管理した方がいいのか、3年間の中で協議していきたい。
<p>中城湾港建設事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸整備や港湾区域の浚渫については、港湾課の管轄になるが、海岸線整備後の日常管理は、市町村の管理になるのではないかと。 	
<p>土木課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の土木課は道路認定された部分を管理しており、海岸線は管理していない。ただ、ガサミの養殖があった頃（現在は行っていない）は、農水課が管理してたと思う。 ・比屋根湿地は、これまではガサミの養殖場ということで簡単にさわることができなかった。昨年、背後からの排水が流れないということで、苦情があって、湿地の側を掘ったことがある。ボックス工事の際も漁業組合と相談して行った。 	

各課の意見等	事務局の回答等
<p>市環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「 ゴミの不法投棄の改善」については、看板等の設置が挙げられる。海岸線の不法投棄やゴミの清掃などは占有者、管理者の監督責任であり県が協力している。 ・環境課はその他の清掃活動に協力している。例えば、泡瀬海岸においては、泡瀬復興期成会と一緒に清掃活動を行っており、比屋根湿地も実施している。また、県下一勢の清掃クリーンデーも10月にあった。 ・浄化槽については、環境課への設置、管理の届け出義務がないので、確認はむずかしい。 	-
<p>市郷土博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ に「環境利用学習」とあるが、その意味合いはどういうものか。 ・干潟・野鳥観察会については、小学校5年生を対象に毎年ではないが実施している。友の会というのがあり、自主活動の一環として行っている。 ・ の「昔の写真」についてもどういう意味合いのものなのか、例えば塩田の道具などはあるが。 ・古い写真、資料等は探してあれば提供できると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「昔の写真」については、昔は汚さない環境があり、その状況を整理して今後の整備に活かしていきたいと考えている。昔のたたずまいが見えるようなもので、特に湿地の写真等を入手したい。 ・今回実施する干潟・野鳥観察会については、事業の関係で港湾課が段取り・準備を行うが、郷土博物館が沖縄市として前に出てやってもらいたい。そうすることにより、市民にPRできれば良いと思う。
<p>市都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「 緑の計画の推進」については、市では平成13年に緑の基本計画を作っており、保全地区の指定を行っているところである。緑のネットワークをさらに拡張するには、ある程度の面積が必要となる。 ・比屋根湿地については業者から、湿地を埋立させてくれという申し入れもたびたびある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークとして、総合運動公園と連携して、駐車場から湿地に歩いて行けるような計画にするなど、都市計画事業にできるメニューを検討してほしい。 ・湿地内は漁業権は外れている。 ・浚渫とは掘るのが目的ではなく、生物への配慮として湿地内に水を行き渡らせる、ヘドロを除去するということである。
<p>県都市整備モノレール課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ の比屋根湿地の整備や管理が可能かの前に、いつの時点を持って環境改善とするのか、また湿地を公園側に拡張できるかが前提であると思う。 ・拡張できるかどうかについては、持ち返って検討したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比屋根湿地の環境改善をきっちりやっていきたいと考えている。 ・本事業は国交省事業で言えば自然再生になると思うが、簡単にさわれないので運動公園の駐車場を含めた形で野鳥園など計画上の位置付けと、望ましい公園整備について検討して頂きたい。

各課の意見等	事務局の回答等
<p>県自然保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ は希少種に限ったものではなく「希少種等」としてほしい。 ・ 希少種についてはレットデータブックの改訂を現在進めており今年度中に作成する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地区の環境を良くしていくためには、背後に住む地域住民に現況を知らしめる事だと思う。その一つとして泡瀬や湿地は多少汚れているが、多様な生物が生息していることを認識してもらおう。
<p>県環境保全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「比屋根湿地の環境保全啓発に関する検討」の意図はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境部署の実施している事業で、比屋根・泡瀬の中でも取り組み可能なものがあればお願いしたいと思う。事務局では今年度干潟・野鳥観察会を実施する予定である。
<p>県環境政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境改善」については、漫湖などが参考(浚渫やマングローブ伐採などの対策)になると思う。今後環境改善に関するアドバイスを行っていききたい。 ・ 「環境教育の検討」については、自然保護課や市などと連携してやっていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政連絡会は、本事業の実施にあたり関係各課が協力して取り組んでいることを地域住民に知らしめることにもなる。 ・ アセスメントの知事意見の中で比屋根湿地については、野鳥の飛来地、採餌・休息の場となっており、多様な生物が生息するため保全することとなっている。一方地元からは整備(浚渫)するようにとの意見もあることから整備の仕方について専門家の意見を聞きながら検討していきたい。その経緯の中で環境各課についてはアドバイスをお願いしたい。 ・ 県及び市の環境部局の役割の中に「比屋根湿地及び泡瀬地区海岸域の環境整備計画に関する助言」を追加記載する。
<p>中城湾港建設事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「定期的な清掃活動」とは具体的にどのように行っていくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には決まっていない。例えば現在でも道路の日、海岸の日などに清掃をやっているが、その一環で行うなど。 ・ 清掃が目的ではない。行政だけではなく地域を巻き込んだ形でやっていくのが目的である。最低でも年1回は実施したい。
<p>市土木課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝の流域について、歩いて調べることは大変な作業ため、ぜひ県の方で県区画整理担当者に連絡し、資料の提供をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料がない可能性もあり、どのような形で資料作成を行うのか後ほど調整したい。

3. 専門部会指摘事項の対応(案) 各課への協力依頼について

各課の意見等	事務局の回答等
-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「専門部会の指摘事項」について対応(案)を作成しているので、内容について内部で確認して頂きたい。 ・ 「各課への協力依頼内容」について案を作成しており、後日各課に個別に資料提供に伺いたい。

泡瀬地区行政連絡会の各行政機関への協力依頼及び入手資料

[沖縄市]

関係課	協力依頼内容	入手資料等
東部海浜開発局	<p>下水道：流域毎(詳細)の人口、世帯数についての整理(市民課) 分水嶺関連資料の提供(区画整理課、土木課)</p> <p>アンケート：対象者の抽出、宛名書き(市民課) アンケート調査票の回収(電話や訪問による催促)</p> <p>土地利用：土地利用図(1/5,000)の作成(用地課)</p> <p>安全：事件・事故の状況、危険箇所の指定状況資料提供(土木課)</p> <p>防災：被害状況(雨水による道路冠水、氾濫等)資料提供(土木課、総務課) 危険箇所の特定、護岸・排水路の維持管理体制(側溝の清掃状況等)に関する資料提供(土木課、総務課)</p> <p>景観・利用：行祭事、イベント等の情報提供(総務課) 過去や現在の利用状況の情報提供(農林水産課)</p> <p>関連計画：海岸や湿地整備等に関する事項の整理(関係各課)</p> <p>干潟・野鳥：募集案内(生涯教育課) 観察会</p>	<p>・各流域ごとの世帯数</p> <p>・現況平面図(道路台帳図)</p> <p>・排水施設平面図</p> <p>・アンケート関連の協力</p> <p>・各雨水幹線の水質調査結果</p>
下水道課	<p>下水道：詳細な流域分割図の作成 下水道接続状況資料作成(詳細な流域分割毎)</p> <p>関連計画：下水道計画等で湿地整備に関連する事項の抽出・整理</p>	<p>・流域図</p> <p>・下水道普及状況図</p> <p>・下水道接続費等資料</p>
都市計画課	<p>土地利用：土地利用現況図、土地利用計画図(1/5,000)の提供</p> <p>下水道：分水嶺関連資料の提供(雨水処理対策資料等)</p> <p>景観・利用：景観に配慮すべき場所の情報提供</p> <p>防災：防災対策(道路冠水、氾濫等の対策)の情報提供</p> <p>関連計画：都市計画等で湿地整備に関連する事項の抽出・整理</p> <p>基礎資料：比屋根湿地前市道、県総合運動公園、土地区画整理事業の整備に係る設計資料等の提供</p>	<p>・沖縄市都市計画図</p> <p>・沖縄市緑の基本計画</p>
環境課	<p>合併浄化槽：合併浄化槽設置状況の整理</p> <p>苦情：市に寄せられる苦情関連情報の提供</p> <p>景観・利用：ゴミ発生等による景観悪化、苦情内容の整理 泡瀬の特徴的な場所、保全措置の情報提供</p> <p>環境・衛生：海域、湿地の利用状況の整理 ごみの回収状況(場所、実施日、量・種類) 苦情発生状況(悪臭・ハエ・蚊の発生等)の整理</p> <p>水質・底質：比屋根湿地、流入排水路の水質・底質調査結果の提供</p> <p>動植物：既往の動植物調査結果の提供</p>	<p>・ゴミの清掃状況実績報告書</p> <p>・ゴミハンドブック</p>
郷土博物館	<p>水質・底質：比屋根湿地、流入排水路の水質・底質調査結果の提供</p> <p>動植物：既往の動植物調査結果の提供</p> <p>土地利用の：湿地周辺域の変遷資料の提供(空中写真、地形図等) 変遷 ヒアリング対象者の紹介(地元有識者)</p> <p>アンケート：既往アンケート調査結果の提供</p> <p>ヒアリング：ヒアリング項目の設定 ヒアリング対象者の紹介(地元有識者、NPO等)</p> <p>干潟・野鳥：観察会講師の紹介 観察会 募集案内</p>	<p>・湿地周辺域の空中写真</p> <p>・前回観察会、文化財等の資料</p> <p>・ヒアリング対象者の紹介</p>

アンダーラインは各関連部署との共同作業

泡瀬地区行政連絡会の各行政機関への協力依頼及び入手資料

[沖縄県]

関係課	協力依頼内容	入手資料等
<p>港湾課 中城湾港 建設事務所</p>	<p>安 全：事件・事故の状況、危険箇所の指定状況資料の提供 防 災：防災対策(道路冠水、氾濫等の対策)の情報提供 危険箇所の特定、護岸・排水路の維持管理体制(側溝の清掃 状況等)に関する資料提供</p> <p>基 礎 資 料：比屋根湿地整備に係る関連資料の提供 アンケート：アンケート調査票発送準備(対象者の抽出、宛名書き)(県港湾 課) アンケート調査票の回収(電話や訪問による催促)</p>	-
<p>都市計画課</p>	<p>関 連 計 画：都市計画等で湿地整備等に関連する事項の抽出・整理 基 礎 資 料：県総合運動公園整備に係る設計資料等の提供 土地区画整理事業整備に係る設計資料等の提供 ま ち づ くり：適性な土地利用計画とまちづくり計画に係る調整、アドバイス 地域特性を活かした景観形成に係る調整、アドバイス</p>	-
<p>都市整備・ モノレール課</p>	<p>都市公園的 整備：都市公園的整備・維持管理の協議・調整、アドバイス</p>	-
<p>環境政策課</p>	<p>環 境 政 策：環境政策課題に関する調整、アドバイス 環境保全活動の普及啓発に関する調整、アドバイス</p> <p>関 連 計 画：県環境関連計画等で湿地整備等に係る調整、アドバイス</p>	-
<p>環境保全課</p>	<p>環 境 保 全：海岸及び湿地の環境保全に係る調整、アドバイス(水質汚濁防 止、悪臭等に係る規制及び指導、水環境保全の普及啓発に関 するアドバイス 等)</p>	-
<p>自然保護課</p>	<p>自然環境の 保全：海岸及び湿地の自然環境保全に係る調整、アドバイス(鳥獣保 護に関する事、マングローブに関する事、野生動植物の保護 に関する事 等)</p>	-